

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730086

研究課題名（和文） 知的財産法における独占権の相対化に関する研究

研究課題名（英文） Relativizing the concept of exclusive right in intellectual property law

研究代表者

小島 立（KOJIMA RYU）

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：00323626

研究成果の概要（和文）：

本研究においては、知的財産法における独占権の相対化について理論的検討を行った。そこでは、知的財産法が関係するいくつかの産業領域を選定し、関係当事者のあり方や市場構造などを特定した。それを踏まえ、知的財産法における独占権が、いかなる領域のいかなる関係者に対して機能しているのか/機能していないのか、ということをも明らかにすることを目指した。

折しも、本研究を進める過程において、いわゆる Google Books 問題が世界的にクローズアップされた。ここで Google が目指した方向性は、従来の知的財産法のデフォルトルールである“Opt-in”型、すなわち知的財産権を利用したい当事者が、事前に権利者の許諾を得るというメカニズムから、“Opt-out”型、すなわち当該知的財産権の利用を拒みたいと考える利用者の側が積極的なアクションを起こさなければならないというメカニズムへの移行であり、本研究がターゲットにする独占権モデルに大きな風穴を開ける可能性を秘めたものであったため、この重要問題に関する検討を重点的に行うこととした。

検討の結果明らかになったのは、文化芸術活動の関係者の経済的基盤を安定化させるという目標を設定した場合、国家がとりうる「文化政策のポートフォリオ」の中で、著作権法は唯一絶対の手段ではないという事実である。国家による文化芸術助成や、民間でのフィランソピーなどとの相関関係の中で、望ましい政策目標を達成するべく、様々な政策達成手段をいかに組み合わせるのかということを検討し、制度設計がなされるべきである。

知的財産法が関係する領域及び関係当事者のあり方に鑑み、知的財産法における独占権を、いかなる領域において、いかなる強さに設定すべきなのかという点については、知的財産法だけを眺めていたのでは答えは出ない。今後、知的財産法を文化政策全体に位置づけつつ研究を進めることがより一層重要であるということが明確になったといえよう。

研究成果の概要（英文）：

This research conducted a theoretical analysis on relativizing the concept of exclusive right in intellectual property law. It picked up several industrial fields, where the configuration of stakeholders and their market structures were identified. The research tried to clarify whether an exclusive right in intellectual property law will enhance the interests of certain key stakeholders.

During the research project, "Google Books" has become a global issue. This case has the potential implication of relativizing the concept of exclusive right, namely the transition from "opt-in" to "opt-out" mechanism of intellectual property law, therefore, the research made an intensive analysis of this particular issue.

Through this research, the following issues have been clarified. When we set a policy goal of stabilizing the economic foundations of stakeholders in a cultural sector, copyright law is not the only policy choice. In an interaction with other cultural policy measures including government funding for arts, and private/corporate philanthropy, how to set up optimal "portfolios of cultural policy" should be seriously taken into consideration in order to achieve normative policy goals.

Considering the relevant areas and the configuration of stakeholders of intellectual

property law, we cannot give a proper answer regarding the appropriate level of exclusive right if we only observe problems within limited legal fields, namely intellectual property law. It has become clear that locating intellectual property within cultural policy is becoming increasingly important.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野： 知的財産法

科研費の分科・細目： 新領域法学

キーワード： 知的財産法，独占権，権利制限，媒介業者，間接侵害

1. 研究開始当初の背景

本研究においては、知的財産法における独占権の相対化について、理論的検討を行った。最近のビジネス環境においては、独占権に依存するビジネスモデル（例えば、製薬業界や音楽業界）と、独占権に必ずしも依存しないビジネスモデル（例えば、ソフトウェア産業）への分化が見受けられるようになってきたとの指摘がなされている。確かに、従来から、著作権法における私的録音録画補償金請求権に見られるように、独占権を相対化しようという試みは存在したが、それは知的財産法の中では局所的な動きに留まっていた。しかし、その後のデジタル技術やネットワーク化の進展、産業構造の変化などにより、この状況は大きな変容を迫られつつある。

2. 研究の目的

前述の問題状況を踏まえ、本研究においては、知的財産法が関係するいくつかの産業領域を選定し、関係当事者のあり方や市場構造などを分析し、知的財産法における独占権が、いかなる領域の、いかなる関係者に対して機能しているのか／機能していないのか、ということを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

折しも、本研究を進める過程において、いわゆる Google Books 問題がクローズアップされたが、ここで Google が目指した方向性は、従来の知的財産法のデフォルトルールである “Opt-in” 型、すなわち知的財産権を利用

したい当事者が、事前に権利者の許諾を得るというメカニズムから、“Opt-out” 型、すなわち当該知的財産権の利用を拒みたいと考える利用者の側が積極的なアクションを起こさなければならないというメカニズムへの移行であった。これは、本研究がターゲットにする独占権モデルに大きな風穴を開ける可能性を秘めたものであったことから、この重要問題に関する検討を重点的に行うこととした。そこでのアプローチは、第1に、Google が権利者と利用者の中に位置する媒介者であるという視点を取り入れ、著作権と表現の自由の観点から考察すること、第2に、Google Book の問題が国際的な広がりを持つことから、国際裁判管轄や準拠法などの国際私法の観点も踏まえて検討すること、である。

Google Books 問題を検討する過程において明らかになったことは、以下の点である。第1に、文化芸術活動の関係者の経済的基盤安定という国家がとりうる文化政策のポートフォリオの中で、著作権法は唯一絶対の手段ではないということである。国家による文化芸術助成や、民間でのフィランソロピー（特に米国においては、税制優遇措置も相俟って、有力な文化政策手段となっている）などとの相関関係（いわゆる「文化政策のポートフォリオ」）の中で、望ましい政策手段を達成するべく、様々な制作達成手段をいかに組み合わせるのかということとを考慮し、制度設計がなされるべきであるということが明らかとなった。

第2に、いったん Google Books のデータベースが構築されると、全世界からの閲覧が可能となるため、全世界的な知的財産権侵害

が生じる可能性が生じる。ここでは、知的財産権侵害の準拠法を決定するに当たり、ベルヌ条約加盟国 150 力国以上の法を全て適用すべきか、それとも適用法規を単一に絞り込むべきかという「コピキタス侵害」の問題が登場する。また、媒介者に対する責任追及に当たっては、権利者、利用者、媒介者という三者の表現の自由に関する利益が対立し、準拠法決定を直接侵害に引きつけるべきか、それとも媒介者の常居所地法を適用すべきなのかという点について、より深い理論的検討の必要性が明らかになった。

「文化政策のポートフォリオ」の観点に基づく考察から明らかになったのは、知的財産法が、全ての文化産業領域の関係当事者にとって「万能の剣ではない」ということである。例えば、一品製作物の絵画や彫刻などの創作者にとっては、大量複製物をマスマーケットで販売することによって投下資本の回収を促す知的財産法は、余り経済的な支援ができていないであろう。つまり、独占権としての知的財産権が、いかなる関係当事者に対していかなる機能を営んでいるのか、ということを明らかにする必要性がより一層増しているといえる。折しも、国際著作権法学会において「著作権の保護期間」についての報告を依頼されたことから、これを素材として、独占権の在り方について考察を行った。ここでは、「文化政策のポートフォリオ」に基づき、著作権の保護期間延長が、文化政策及び文化産業に関する利害関係者にいかなる影響を与えるのかということについて検討した。

4. 研究成果

本研究から得られた知見は以下のとおりである。独占権を認めるべきかどうかという点も含め、知的財産法が関係する領域及び関係当事者のあり方に鑑み、知的財産権をいかなる強さに設定すべきなのかという点については、知的財産法だけを眺めていたのでは答えは出ず、問題意識が文化政策全体に位置づけなければならない。本研究の成果を踏まえ、クリエイティブ産業などの動向を含め、今後、さらなる理論研究を深め、いかなる文化・産業領域において、いかなる知的財産法の在り方が望ましいのかという問題関心に対する答えを模索していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

Ryu Kojima, Contemporary Problems in Japanese Intellectual Property Law:

Copyright Limitations and Exceptions, Indirect Copyright Infringement, and Selected Issues Related to Private International Law, Japanese Yearbook of International Law, Vol.53, pp.354-476 (2011) [査読あり]

小島立「著作権の保護期間」文化政策の観点から」知的財産法政策学研究 33号(2011年)259-281頁(査読なし)

小島立「著作権と表現の自由」新世代法政策学研究 8号(2010年)251-282頁(査読なし)

大野聖二 = 小島立 = 末吉互 = 高部眞規子 = 三村量一 = 村田真一「座談会 知的財産実務にみる国際裁判管轄」Law and Technology 48号(2010年)4-26頁(査読なし)

小島立「著作権と表現の自由」憲法問題 21号(2010年)77-90頁(査読なし)

上野達弘 = 小島立「著作権法における『間接侵害』と権利制限規定」NBL 900号(2009年)80-84頁(査読なし)

小島立「条約における権利制限」著作権研究 35号(2008年)72-89頁(査読なし)

[学会発表](計16件)

Ryu Kojima, Digital Publishing: From the Perspective of Copyright and Cultural Policy (英語報告, 150 Jahre Freundschaft Deutschland Japan - 2011 Conference, Regulation Beyond the Law?: New Approaches to Social Regulation Under Condition of Complexity, Uncertainty & Risk (ドイツ・ミュンスター大学で開催), 2011年2月18日)

小島立「2010年ALAIウィーン大会の報告」(2010年度(平成22年度)ALAI(国際著作権法学会)Japan研究大会にて(専修大学で開催)2010年11月27日)

小島立「商標権の効力の制限:商標登録,商標的使用および商標の類否との関係」(日本語報告(二宮正人教授(サンパウロ大学法学部)によるポルトガル語通訳), ブラジル三井物産基金及びサンパウロ大学法学部附属国際法国際関係研究所主催第4回三井物産冠講座(ブラジル・サンパウロ大学法学部で開催)2010年9月14日)

Ryu Kojima, Applicable Law in Intellectual Property Law(英語報告, 世界知的所有権機関主催 WIPO-Brazil Summer School on Intellectual Property(ブラジル・サンパウロ大学法学部で開催), 2010年9月14日)

Ryu Kojima, Copyright and Freedom of Expression(英語報告,世界知的所有権機関主催 WIPO-Brazil Summer School on Intellectual Property(ブラジル・サンパウロ大学法学部で開催), 2010 年 9 月 14 日)

Ryu Kojima, Duration of Copyright: From the Perspective of Cultural Policy(英語報告, 国際著作権法学会 (ALAI: Association Littéraire et Artistique Internationale) 年次総会 (オーストリア・ウィーンで開催) 2010 年 9 月 11 日)

Ryu Kojima, Duration of Copyright: From the Perspective of Cultural Policy(英語報告, 北海道大学大学院法学研究科グローバル COE プログラム主催国際シンポジウム "Multi-Agential Governance and the Idea of Intellectual Property Between Market and Other Social Values" (北海道大学で開催), 2010 年 8 月 28 日)

Ryu Kojima, National Report of Japan on "The Balance of Copyright" (英語報告, 18th International Academy of Comparative Law(米国・ワシントン D.C. で開催), 2010 年 7 月 30 日)

Ryu Kojima, Contemporary Issues in Japanese Copyright Law: Copyright Limitations and Exceptions & Indirect Copyright Infringement (英語報告, フィリップス社主催 International Seminar series of Philips (オランダ・アイントホーフエンで開催), 2010 年 3 月 20 日)

Ryu Kojima, Copyright and Freedom of Expression: From the Perspective of Cultural Policy and the Role of Intermediaries(英語報告, 九州大学大学院法学府国際プログラム博士課程 (LL.D.) 主催 国際シンポジウム "New Spaces, New Actors and The Institutional Turn in Contemporary Intellectual Property Law" (九州大学で開催), 2010 年 2 月 13 日)

小島立「著作権と表現の自由」(北海道大学大学院法学研究科グローバル COE プログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」知的財産法研究会(北海道大学で開催), 2009 年 12 月 11 日)

小島立「2009 年 ALAI ロンドン大会の報告」(2009 年度 (平成 21 年度) ALAI (国際著作権法学会) Japan 研究大会にて (専修大学で開催), 2009 年 12 月 5 日)

小島立「著作権と表現の自由」(全国憲法研究会 2009 年度秋季研究総会 (関西

大学で開催), 2009 年 10 月 12 日)

小島立「著作権と表現の自由」(九州公法判例研究会 (九州大学で開催), 2009 年 8 月 29 日)

Ryu Kojima, Applicable Law in Copyright Infringement(英語報告, 科研特定領域研究「日本法の透明化」主催国際シンポジウム "Intellectual Property and International Civil Litigation"(京王プラザホテルで開催), 2009 年 5 月 8 日)

小島立「条約における権利制限」(著作権法学会 2008 年度研究大会 (学術総合センターで開催), 2008 年 5 月 24 日)

[図書] (計 5 件)

Ryu Kojima, Ryo Shimanami and Mari Nagata, Applicable Law to Exploitation of Intellectual Property Rights in the Transparency Proposal, in Jürgen Basedow, Toshiyuki Kono and Axel Metzger (eds.), Intellectual Property in the Global Arena: Jurisdiction, Applicable Law, and the Recognition of Judgments in Europe, Japan and the US (Mohr Siebeck 2010), pp.179-228

小島立「知的財産権侵害の準拠法」河野俊行編『知的財産権と渉外民事訴訟』弘文堂, 2010 年) 280-309 頁

小島立「公開美術著作物の利用〔バス車体絵画事件〕」中山信弘ほか編『著作権判例百選〔第 4 版〕』(有斐閣, 2009 年) 136-137 頁

小島立「著作権保護と表現の自由」南野森編『ブリッジブック法学入門』(信山社, 2009 年) 213-227 頁

小島立「特許権侵害訴訟と訂正」『平成 20 年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊 1376 号, 2009 年) 303-304 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小島立 (KOJIMA RYU)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号 : 0 0 3 2 3 6 2 6

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号：